

秦野市伊勢原市環境衛生組合次世代育成支援対策推進法及
び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定
事業主等を定める規則

(平成 17 年 3 月 31 日 規則第 2 号)

改正 令和 4 年 3 月 31 日 規則第 2 号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成 15 年政令第 372 号）第 2 項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）第 1 条第 2 項の規定により、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

組合長	組合長が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。